

要介護認定の申請をした方へ

要介護認定の申請をした方へ大切なお知らせですので、必ずお読みください。

1 認定調査員からの連絡

要介護認定の申請を市で受付した日からおおむね1週間以内に、認定調査員から訪問日時の調整のために電話で連絡をいたします。

認定調査員は、「050」「070」「080」「090」などから始まる携帯電話の番号からお掛けすることがありますが、電話へのご対応をよろしくお願いいたします。

2 主治医意見書について

要介護認定を行うためには、主治医による主治医意見書が必要となります。主治医意見書は市から主治医へ作成を依頼しますので、ご本人やご家族から依頼していただく必要はありませんが、要介護認定の申請をされた旨を、なるべく主治医にもお伝えくださいますようお願いいたします。

なお、定期的に通院している方でも、主治医意見書を作成するために診察や検査などを行う必要があれば、別途来院していただくように主治医から求められることがありますので、その場合は主治医の指示に従ってください。

3 認定調査にあたって

認定調査の項目は全国共通のものです。認定調査の時間は1時間以内を目安としています。

お食事や入浴など日常生活の様子をお聞きしたり、無理のない範囲で確認動作をしていただきます。

ご家族が立ち会う場合は、まずご本人へ聞き取りをさせていただき、不明な点などがあれば後でご家族へお聞きします。排泄や認知症状のことなどは、ご本人には聞かれないような場所へ移動してご家族へお聞きすることがあります。

4 入院・退院後などの認定調査

認定調査は、できる限り日常生活のペースが維持される状況で行いますので、病院へ入院後や退院後、施設への入所後などは、原則としておおむね1週間空けてから認定調査を行います。

5 認定調査場所の変更する場合

認定調査場所の変更を希望する場合は下記へご連絡ください。ただし、ショートステイ先やデイサービスなど、普段生活している状況と異なる場所での認定調査は原則として行いません。

6 認定結果について

要介護認定の申請をした日からおおむね30日後を目安に認定結果を郵送します。ただし、主治医意見書の入手の遅れなどにより30日を過ぎる場合があります。

要介護認定は、“どのような介護がどの程度必要か”すなわち『介護の手間の量』を判定するものです。主に認定調査員の聞き取り調査をもとにコンピュータによる一次判定を行い、介護認定審査会で認定調査票や主治医意見書の記載内容に基づいて介護の手間の量を判断して、二次判定を行います。

令和6年4月作成

【お問い合わせ】

小平市健康福祉部高齢者支援課認定担当
電話 042-346-9759